移動等円滑化促進法施行令第十五条の劇場等の客席の名称及び位置、当該客席に設ける座席の数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分（同条に規定する車椅子使用者用部分をいう。）の数、位置及び構造	移動等円滑化促進法施行令第十八条第二項第六号及び第十九条に規定する標識の位置
移動等円滑化促進法施行令第十六条第一項のホテル又は旅館の客室の数、同項に規定する車椅子使用者用客室の数及び位置並びに当該車椅子使用者用客室の便所及び浴室又はシャワー室の構造	移動等円滑化促進法施行令第二十条第一項に規定する案内板その他の設備の位置
移動等円滑化促進法施行令第十九条第一項に規定する移動等円滑化経路の位置	移動等円滑化促進法施行令第二十条第二項に規定する設備の位置
移動等円滑化促進法施行令第十九条第二項第二号から第四号までに規定する移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造	移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造
移動等円滑化促進法施行令第十九条第二項第五号に規定する移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーの構造	移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーの構造
移動等円滑化促進法施行令第二十条に規定する標識の位置	車いす使用者用客室の便所及び浴室等の構造
移動等円滑化促進法施行令第二十一条第一項に規定する案内板その他の設備の位置	移動等円滑化促進法施行令第十四条に規定する便所の位置及び構造
移動等円滑化促進法施行令第二十一条第二項の規定による設備の位置	階段、踊り場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造
移動等円滑化促進法施行令第二十一条第三項の規定による案内所の位置	